

(資料1)

迎賓館の運営大綱について

昭和49年7月9日
閣議了解

- 1 迎賓館においては、「国賓等の待遇について（昭和39年6月30日閣議決定（注））」の国賓等のほか、衆議院議長、参議院議長又は最高裁判所長官に相当する地位にある外国の賓客で、衆議院、参議院又は最高裁判所が公式に接遇することを定めたものの宿泊その他の接遇を行うこととする。
- 2 迎賓館において前項の接遇を行っていない場合には、外国の元首、首相その他の者（前項に該当する者を除く。）で、国際儀礼に照らし迎賓館において接遇することが適当であると内閣総理大臣が認めたものため、皇室、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長又は最高裁判所長官が催す招宴その他の接遇を行うことができるものとする。
- 3 迎賓館において前2項の接遇を行っていない場合には、別館において、前2項の賓客に準ずる者で、内閣総理大臣が承認したもののため、皇室、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長又は最高裁判所長官が催す招宴その他の接遇を行うことができるものとする。

(注) 「国賓等の待遇について（昭和39年6月30日閣議決定）」は昭和59年3月16日閣議において廃止されており、「国賓及び公賓並びに公式実務訪問賓客の接遇について（昭和59年3月16日閣議決定、一部改正平成元年4月18日）」と読み変えるものとする。

(資料2)

国賓及び公賓並びに公式実務訪問賓客の接遇について

昭和59年3月16日
閣議決定

平成元年4月18日
一部改正

近年の国際関係の緊密化に伴い、外国に賓客の来日が頻繁となっていることにかんがみ、これらの賓客を適切に接遇するため、国賓及び公賓並びに公式実務訪問賓客の接遇について、次のように定める。

- 1 外国の元首又はこれに準ずる者を招へいする場合には、これを国賓として接遇することができるものとし、国賓として接遇することについては、外務大臣が宮内庁長官と連絡の上、その請議により閣議において決定する。
- 2 外国の皇族又は行政府の長若しくはこれに準ずる者を招へいする場合には、これを公賓として接遇す

- ることができるものとし、公賓として接遇することについては、外務大臣が閣議了解を経て決定する。
- 3 外国の元首若しくはこれに準ずる者、皇族又は行政府の長若しくはこれに準ずる者が実務を主たる目的として訪日することを希望する場合には、これを公式実務訪問賓客として招へいできるものとし、公式実務訪問賓客として接遇することについては、外務大臣が閣議了解を経て決定する。
 - 4 国賓の接伴に当たる者（首席接伴員1名及び接伴員若干名）は、外務大臣の申出により、内閣総理大臣がこれを命ずる。
 - 5 国賓及び公賓に対する接遇様式は、政府として儀礼を尽くして公式に当該賓客を接遇するにふさわしいものとし、その接遇様式については国際慣例等を勘案して、外務大臣が関係大臣と協議の上、決定する。
 - 6 公式実務訪問賓客に対する接遇様式は、賓客の地位、訪問目的にふさわしいものとし、その接遇様式については国際慣例等を勘案して、外務大臣が関係大臣と協議の上、決定する。
 - 7 なお、「国賓等の待遇について」（昭和39年6月30日閣議決定）は、廃止する。

（資料3）

京 都 迎 賓 館 の 使 用 に つ い て

〔 平成17年3月16日
内 閣 総 理 大 臣 決 定 〕

- 1 京都迎賓館においては、迎賓館の運営大綱について（昭和49年7月9日閣議了解）に掲げる接遇を行うほか、次の各号に掲げる招宴その他の接遇等を行う場合における使用に供することができるものとする。
 - （1） 外国の元首、首相その他の者及びこれに準ずる賓客のため、皇室、国の行政機関、衆議院、参議院又は最高裁判所が催す招宴その他の接遇等で、内閣総理大臣が承認したもの。
 - （2） 外国の元首、首相その他の者及びこれに準ずる賓客のため、地方公共団体等が催す招宴その他の接遇等で、関西圏の活性化・国際化に資する使用として京都迎賓館を使用することが適当であると内閣総理大臣が承認したもの。
- 2 前項により京都迎賓館を使用に供する場合の手続きは、迎賓館長が別に定める。

（資料4） 接遇実績

○迎賓館赤坂離宮

年度	国賓	公賓	賓客	国際会議等	総計
昭和49～平成21	90回	68回	92回	13回	263回

○京都迎賓館

年度	国賓	公賓	賓客	国際会議等	総計
平成17～平成21	3回	2回	45回 (5回)	2回	52回

※ 京都迎賓館は平成17年度に開館。なお、賓客欄のカッコ書きは内数で地方公共団体等の賓客接遇を示す(内数)。

○平成21年度国公賓等接遇実績

<迎賓館赤坂離宮>

区分	期間	国賓等
賓客	H21.4.18	国際オリンピック委員会 (IOC) 評価委員会 ナウル・エル・ムタワコル委員長ほか
公賓	H21.4.19～21	ベトナム社会主義共和国 ノン・ドゥック・マイン ベトナム共産党中央委員会書記長
国賓	H21.5.9～13	シンガポール共和国 SR ナザン大統領・同夫人
賓客	H21.9.16～19	イタリア共和国 ジョルジョ・ナポリターノ大統領・同夫人
賓客	H21.9.30～10.3	オーストリア共和国 ハインツ・フィッシャー大統領・同夫人
賓客	H21.11.6	メコン地域諸国首脳 フン・セン首相 (カンボジア) ほか
賓客	H21.12.2～5	ハンガリー共和国 ショーヨム・ラースロー大統領
賓客	H21.12.16～18	トルクメニスタン グンバングルィ・ベルディムハメドフ大統領
賓客	H22.1.31～2. 2	メキシコ合衆国 フェリペ・カルデロン・イノホサ大統領・同夫人
賓客	H22.3.2～5	ラオス人民民主共和国 チュンマリー・サイニャソーン国家主席兼ラオス人民革命党書記長・同夫人

< 京都迎賓館 >

区分	期間	国賓等
国賓	H21.5.13～14	シンガポール共和国 S R ナザン大統領・同夫人
賓客	H21.10.2	オーストリア共和国 ハインツ・フィッシャー大統領・同夫人
賓客	H21.10.9～11	タイ王国 プラソップスック・ブンデート上院議長
賓客	H21.12.5～6	ハンガリー共和国 ショーヨム・ラースロー大統領
賓客	H21.12.12	ウルグアイ東方共和国 タバレ・バスケス大統領・同夫人
賓客	H22.3.5～6	ラオス人民民主共和国 チュンマリー・サイニャソーン国家主席兼ラオス人民革命党書記長・同夫人
賓客	H22.3.17～18	東ティモール民主共和国 ジョゼ・ラモス＝ホルタ大統領
賓客	H22.3.18～20	ポーランド共和国 ボグダン・ボルセヴィッチ上院議長

(資料5) 一般参観実施状況

平成22年3月現在

年度	赤坂迎賓館			京都迎賓館		
	実施期間	参観許可者数	(有効申込数)	実施期間	参観許可者数	(有効申込数)
昭和50	8.1~8.30	5,750	(142,006)			
51	8.9~8.31	6,800	(58,905)			
52	8.8~8.31	7,800	(34,121)			
53	8.8~8.18	9,400	(14,747)			
54	8.21~8.31	10,000	(59,344)			
55	8.12~8.22	10,000	(40,465)			
56	7.28~8.7	10,000	(26,049)			
57	7.27~8.6	10,000	(33,952)			
58	7.26~8.5	10,000	(45,871)			
59	11.19~11.30	12,000	(59,707)			
60	7.23~8.2	12,000	(80,284)			
61	7.29~8.8	12,000	(54,498)			
62	7.28~8.7	12,000	(106,811)			
63	7.26~8.10	15,000	(71,087)			
平成元年	7.25~8.5	15,000	(25,812)			
2	7.31~8.9	15,000	(98,823)			
3	7.30~8.8	15,000	(123,405)			
4	7.28~8.6	18,000	(62,894)			
5	8.24~9.2	18,000	(138,123)			
6	8.2~8.11	18,000	(138,808)			
7	7.25~8.3	20,000	(132,409)			
8	7.30~8.8	22,000	(121,362)			
9	7.29~8.7	22,000	(100,382)			
10	7.28~8.6	22,000	(135,192)			
11	7.27~8.5	22,000	(70,247)			
12	8.1~8.10	25,000	(47,028)			
13	7.31~8.9	25,000	(62,995)			
14	7.30~8.8	25,000	(60,070)			
15	7.29~8.7	25,000	(54,405)			
16	7.27~8.5	25,000	(51,716)	〔平成17年4月京都迎賓館開館〕		

17	7.30～8.8	30,000	(40,071)	8.6～8.9 8.27～9.2	5,500	(158,855)
18				8.25～9.3	7,500	(97,455)
19	本館改修工事中のため実施せず			7.24～8.2	10,000	(95,745)
20				7.21～7.30	10,000	(55,051)
21	7.28～8.6	(20,000) 18,605	(18,605)	7.21～7.30	12,000	(56,469)
21年度 までの計	32回	523,355	(2,310,194)	5回	45,000	(350,637)

(資料6)平成21年度迎賓館赤坂離宮及び京都迎賓館一般参観アンケート結果表

設問 今回の参観は、ご満足いただけましたか？

満足度	赤坂迎賓館		京都迎賓館	
	回答者(人)	比率	回答者(人)	比率
満足	1,135	89.9%	1,932	85.5%
満足	922	73.1%	1,246	55.1%
やや満足	213	16.9%	686	30.4%
不満	127	10.1%	328	14.5%
やや不満	85	6.7%	277	12.3%
不満	42	3.3%	51	2.3%
合計	1,262	100.0%	2,260	100.0%

(資料7) 迎賓館事務連絡会議

○ 構成員

内閣官房総務官室参事官、内閣府大臣官房参事官(企画調整課担当)、迎賓館次長、宮内庁式部職式部官、警察庁警備局警備課長、外務省大臣官房儀典総括官、衆議院事務局文書課長、参議院事務局国際部交流課長、最高裁判所事務局秘書課長

○ 開催状況(平成21年度)

平成21年4月24日 9月25日 平成22年1月22日
5月22日 10月23日 2月26日

6月26日 11月27日 3月26日

7月24日 12月20日 計11回

(資料8)維持管理経費実績額の比較表(20年度、21年度)

○ 赤坂迎賓館維持管理経費に係る20年度と21年度実績額の比較表

No	件名	平成20年度 A	平成21年度 B	実績額比較 増△減額 B-A
		百万円	百万円	百万円
I	施設の保守管理	49	131	82
II	庭園管理	40	40	0
維持管理業務経費計 (I～II)		89	171	82
III	光熱水料	50	91	41
維持管理経費合計 (I～III)		139	262	123

※ 赤坂迎賓館本館は、平成18年度から20年度まで総合改修工事のため閉館。21年度から接遇及び参観を再開。

○ 京都迎賓館維持管理経費に係る20年度と21年度実績額の比較表

No	件名	平成20年度 A	平成21年度 B	実績額比較 増△減額 B-A
		百万円	百万円	百万円
I	施設の保守管理	168	219	51
II	庭園管理	50	48	△2
維持管理業務経費計 (I～II)		218	267	49

Ⅲ	光熱水料	49	40	△9
	維持管理経費合計（Ⅰ～Ⅲ）	267	307	40